

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 6 号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和 3 4 年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条および第 3 7 条第 2 項ただし書中「第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

第 4 0 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正に伴う規定の整備等をするため